(3)　次の制度について、その対象区域に福島復興再生特別措置法に規定する住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域を追加する。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二の三、第一〇条の三の三、第一七条の三の三、第二五条の二の三及び第二五条の三の三関係）

イ　避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度

ロ　避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度

㈡　被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例について、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定による支援決定の対象となった法人又は同法に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人について再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合には、次の制度の適用を受けることができる制度に改組することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一七条及び第二五条関係）

(1)　資産の評価益の額又は評価損の額の益金又は損金算入制度

(2)　再生手続開始の決定等の事実による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

3　資産課税

㈠　独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を一年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

㈡　独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五二条関係）

4　消費課税

㈠　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に移出する清酒等に対する酒税の税額を、租税特別措置法の規定により計算した金額に一〇〇分の九三・七五を乗じた金額（改正前本則税額に一〇〇分の九五を乗じた金額）とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条の二関係）

㈡　被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を一年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四五条関係）

一〇　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

内国法人及び外国法人の復興特別所得税の基準所得税額の計算の基礎となる所得の範囲に、割引債の償還金に係る差益金額を加えることとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一〇条関係）

一一　その他

1　検討

政府は、次に掲げる基本的方向性により、㈠、㈢及び㈣に関連する税制上の措置については平成二五年度中に、㈡に関連する税制上の措置については平成二六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。（附則第一〇八条関係）

㈠　大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

㈡　給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

㈢　交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

㈣　贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第六号）（財務省）

1　暫定関税率等の適用期限の延長

平成二五年三月三一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

2　適正な課税のための規定の整備

㈠　輸入貨物の課税標準となる価格の決定に係る規定について明確化を図ることとした。（関税定率法第四条、第四条の三、第四条の五及び第四条の八関係）

㈡　延滞税及び還付加算金の割合の特例を見直すこととした。（関税法附則第三項及び第四項関係）

㈢　更正の請求の期限が災害等により延長された場合において、その延長の期間にされた更正の請求に対し税関が更正等をできることとした。（関税法第一四条及び第一四条の二関係）

3　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（法律第七号）（農林水産省）

1　法の有効期限を五年間延長し、平成三〇年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法の一部を改正する法律（法律第八号）（厚生労働省）

一　改正の要点

1　目的に関する事項

法の目的を、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることとした。（第一条関係）

2　対象疾病に関する事項

㈠　一類疾病をA類疾病とし、対象疾病にHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加することとした。（第二条第二項関係）

㈡　二類疾病をB類疾病とし、インフルエンザのほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病を対象疾病とすることとした。（第二条第三項関係）

3　予防接種基本計画等に関する事項

㈠　厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種基本計画を定めることとした。（第三条関係）

㈡　厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち特に総合的に予防接種を推進する必要があるものに係る予防接種について、個別予防接種推進指針を㈠の予防接種基本計画に即して定めることとした。（第四条関係）